

外国法事務弁護士の法人組織による活動について

1. 現行制度

- 現行の外弁法上は、**外国法事務弁護士は法人を設立することができない。**
- 当事者などの依頼や官公署の委嘱により、原資格国法（弁護士に相当する資格を取得した外国の法律）に関する法律事務につき、
 - **単独開業**（単独で開業若しくは他の弁護士又は外国法事務弁護士を雇用する場合）
 - **共同経営**（他の外国法事務弁護士との組合契約等に基づく共同経営を行う場合）
 - **外国法共同事業**（弁護士又は弁護士法人と組合契約等を結んで事業を行う場合）
 - **被雇用**（弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に雇用される場合）の形で業務に従事

2. 外国弁護士制度研究会報告書（平成21年12月24日）（別紙1） において提言された2つの法人制度

- 外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人（A法人）
 - **第186回通常国会において、外弁法の一部を改正する法律が平成26年4月25日に公布され、A法人の設立が可能となった。**改正法の施行日は、公布の日から2年を超えない範囲において政令で定める日とされている。（別紙2）
- 弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人（B法人）
 - B法人制度については、外国法事務弁護士が法人制度を利用して権限外の業務を行うことを容易にするのではないかという懸念の指摘があり、そのような弊害が生じないように規定を設けることを検討してきたが、懸念を払拭するには至らず、上記改正法に、B法人制度の導入に関する内容は盛り込まれなかった。

外国弁護士制度研究会報告書（平成21年12月24日）の概要

複雑多様化，専門化及び
国際化する
法律サービスのニーズ

法律サービスの担い手である弁護士及び外国法事務弁護士が，その専門性を遺憾なく発揮することができるよう，多様な組織形態で活動することのできる制度的基盤を整備する必要。

現行制度

平成13年に
制度導入

	組 合	法 人
弁護士の組織	○	○ 弁護士法人
外国法事務弁護士の組織	○	不可
弁護士・外国法事務弁護士の組織	○ (外国法共同事業)	不可

司法制度改革により
自由化

提 言

現行の弁護士法人制度に加えて，以下の2つの法人制度を新設

- 外国法事務弁護士のみが社員となり，外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人（A法人）制度
- 弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり，法律サービス全般の提供を目的とする法人（B法人）制度



依頼者保護のための規制

現行の弁護士法人制度，外国法事務弁護士制度に準じた規制

A法人

- 取扱業務は，個人の外国法事務弁護士と同様に外国法に関する法律サービスのみのみ
- 社員による雇用弁護士に対する不当関与の禁止等

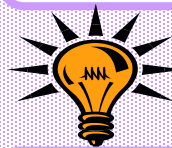
B法人

- 日本法に関する法律サービスの取扱いは，弁護士である社員のみ
- 日本法に関する法律サービスの取扱いについては，外国法事務弁護士である社員による不当関与の禁止等



指導・監督の実効性確保

日本弁護士連合会及び弁護士会による指導・監督の実効性確保のための十分な検討を要請



合併等の規定の整備

3つの法人（弁護士法人，A法人及びB法人）間の組織変更・合併の規定の整備

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

現行の制度

外国の弁護士資格を有する者が、外国法事務弁護士として登録を受けた場合に、その外国法に関する法律事務の取扱いを認める制度。

弁護士は、弁護士法人を設立することができる(平成14年4月1日施行)が、外国法事務弁護士は、法人を設立することができない。 ※弁護士法人の数は743(平成26年3月末日現在)

改正の経緯

課題

法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応するため、弁護士と同様に、外国法事務弁護士が、法人組織で活動できる制度的基盤を整備する必要

外国弁護士制度研究会の設置

平成20年 5月 外国弁護士制度研究会の設置

平成21年12月 報告書の取りまとめ

→外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度の創設等を提言

法案の成立

第186回通常国会において、法案成立(公布日:平成26年4月25日)

※施行日:公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

法案の概要

【社員の資格】

外国法事務弁護士のみが社員となるものとする。(第50条の4)

【業務範囲】

外国法に関する法律事務を行うものとする。(第50条の5)

※ 法人の設立により外国法事務弁護士が取り扱うことができる業務が拡大するわけではない。

【業務執行等】

○ 業務執行等に関する規定を整備する。(第50条の8)

○ 雇用する日本の弁護士に対する不当関与の禁止の規定等を整備する。(50条の11)

【事務所】

複数の事務所を設けることができるものとする。(第50条の13により準用される弁護士法第30条の17本文)

【監督】

弁護士会及び日本弁護士連合会の監督を受けるものとする。(第21条により準用される弁護士法第31条第1項及び第45条第2項)